

2009年2月4日

~ Timely send useful infomation ~

Zenken通信 (vol.3)

今回のお届け情報

Title: 大分県「一般競争入札の拡大を見送り」

Outline

添付資料P1~8

大分県は、近年の公共工事の減少や景気後退など、建設産業を取り巻く厳しい経営環境等を総合的に判断し、地域建設業に配慮した入札・契約制度改正を行った。

一般競争入札の拡大見送り
低入札価格調査の基準価格、失格基準の見直し
総合評価方式の評価基準の見直し

担当 : 事業企画課 林

公共工事の入札制度改正について

公共工事の入札制度改正について、下記のとおり実施する。

1. 背景

入札制度については、公正性、透明性の確保と競争性の向上を図るため、一般競争入札の段階的拡大、総合評価落札方式の試行及びダンピング防止のための最低制限価格の引上げなど、その改善に取り組んできた。

今後の制度改正については、近年の公共事業費縮減や景気の後退など、建設産業を取り巻く厳しい経営環境等を見極め、総合的に判断する必要がある。

2. 見直し内容

1) 一般競争入札の拡大

行き過ぎた競争により、低価格での入札が増加することによる影響が懸念されるため、現在の対象額4千万円以上を、4月に拡大することは見送り、今後の景気の動向等を見極めながら判断する。

2) 低入札価格調査における基準価格及び失格基準の見直し

近年、低価格での入札件数が増加傾向にあり、収益率の低下が企業経営に大きく影響し、ひいては工事品質の低下、安全対策への不安や下請へのしわ寄せ等が懸念されることから、実際に要した経費の内訳を調査するなど、その実態を検証した結果、以下のとおり引き上げる。

・低入札価格調査基準価格 予定価格の概ね75% → 概ね80%

・失格基準 予定価格の概ね67% → 概ね75%

※今後発注する工事に適用する。

3) 総合評価落札方式における評価基準の見直し

地域に対する精通度、災害・緊急時の対応などの地域経済や地域社会に対する貢献度を高く評価するなど、基準の見直しを行う。

・若年技術者育成の観点から資格経験年数評価の撤廃

・地域・社会貢献の評価ウエイトを引上げ(8千万円未満の工事)

※4月以降に発注する工事に適用する。

【参考】

(1) 一般競争入札拡大の経緯

- ・平成14年3月まで WTO対象工事(現在の価格で26億3千万以上)
- ・平成14年4月～ 2億円以上の工事
- ・平成16年4月～ 1億円以上の工事
- ・平成19年7月～ 5千万円以上の工事
- ・平成20年4月～ 4千万円以上の工事

(2) 低入札価格調査の概要

- ・1億円以上の工事を対象として、平成12年10月から実施している。

・「低入札価格調査」とは、予め工事ごとに定めた価格を入札金額が下回った場合、提出された工事費積算資料等の書類審査や事情聴取等の調査を実施し、適正な契

約の履行が可能か否かの判断をした後、落札者を決定する入札方法をいう。

・「低入札価格調査基準価格」とは、低入札価格調査を実施する基準となる価格をいう。

・「失格基準」とは、低入札価格調査において、一定の金額を下回った場合は、適正な契約の履行ができないと判断し落札者としなるとするもので、この基準となる価格をいう。

(3)総合評価落札方式の概要

・「総合評価落札方式」とは、価格と価格以外の要素(品質、施工能力等)を総合的に評価して落札者を決定する方式をいう。

・平成18年度から試行を開始し、現在、土木建築部及び農林水産部発注の5千万円以上の工事で実施している。

問い合わせ先

大分県土木建築部 公共工事入札管理室

室長 藤並末久 097-506-4522

主幹 黒木俊彦 097-506-4527

大分県低入札価格調査実施要領

平成 12 年 9 月 20 日大分県告示第 672 号

最終改正 平成 21 年 1 月 20 日大分県告示第 49 号

第 1 趣 旨

この要領は、大分県が一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）により工事請負契約を締結しようとする場合における低入札価格調査の手續に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 対象工事

低入札価格調査の対象とする工事（以下「対象工事」という。）は、設計金額が 1 億円以上の工事とする。

第 3 低入札価格調査委員会

低入札価格調査を行うため、各部局に低入札価格調査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

第 4 低入札価格調査基準価格

契約担当者は、対象工事を競争入札に付そうとするときは、次に掲げる方法で得た額により低入札価格調査基準価格（以下「基準価格」という。）を決定し、予定価格調書の基準価格欄にその金額を記載するものとする。

- (1) 次に掲げる額の合算額に 100 分の 105 を乗じて得た額を設計額で除して得た割合を予定価格に乗じる。ただし、当該割合が、10 分の 8.5 を超える場合にあっては予定価格に 10 分の 8.5 を乗じて得た額とし、3 分の 2 に満たない場合にあっては予定価格に 3 分の 2 を乗じて得た額とする。
 - ① 直接工事費の額に 100 分の 95 を乗じて得た額
 - ② 共通仮設費の額に 100 分の 90 を乗じて得た額
 - ③ 現場管理費の額に 100 分の 60 を乗じて得た額
 - ④ 一般管理費の額に 100 分の 30 を乗じて得た額
- (2) (1) の規定にかかわらず、特に必要と認めるときは、予定価格に 3 分の 2 から 10 分の 8.5 までの範囲内で契約担当者が定める割合を乗じて得た額とすることができる。

第 5 失格基準

基準価格を下回る入札のうち、「入札者の見積もった直接工事費及びその他経費の額」が「県の設計金額における各経費の額に次の割合を乗じて得た額」をいずれか一つでも下回る場合は、当該入札を失格とする。

経費区分	割合	備 考
直接工事費	85%	共通仮設費積上分を含む。
その他経費	55%	共通仮設費率計上分、現場管理費及び一般管理費の合計額。

第 6 入札参加者への周知

契約担当者は、対象工事を競争入札に付そうとするときは、当該工事が低入札価格調査対象工事であることを入札公告（入札説明書を含む。）又は指名競争入札執行通知書

に記載するとともに、入札執行の際に次に掲げる事項について入札参加者に周知するものとする。

- (1) 第4に定める基準価格及び第5に定める失格基準を定めていること。
- (2) 基準価格を下回る入札が行われた場合は、落札者の決定を保留して低入札価格調査を実施し、最低の価格の入札をした者（以下「最低価格入札者」という。）以外の者を落札者とする場合があること。
- (3) 基準価格を下回り、入札者の見積もった各経費の額が、失格基準をいずれか一つでも下回る場合、当該入札は失格とすること。
- (4) 基準価格を下回る入札を行った者は、事後の調査に協力すべきこと。

第7 入札の執行

基準価格を下回る入札が行われた場合（総合評価落札方式による入札において基準価格を下回る入札を行った者が最高の評価値を得ていない場合を除く。）には、契約担当者は、落札者の決定を保留して入札を終了し、低入札価格調査を実施するものとする。

第8 調査の実施

- 1 契約担当者は、基準価格を下回る入札が行われた場合において、落札者の決定を保留したときは、最低の入札価格について、対象工事の契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるか否かについて、調査を行わなければならない。
- 2 1の調査は、次の事項について最低価格入札者からの資料の徴取及び事情聴取並びに関係機関への照会により行うものとする。なお、最低価格入札者の見積もった各経費の額が失格基準をいずれか一つでも下回る場合は、当該入札を失格とする。
 - (1) その価格により入札した理由及び入札価格の内訳
 - (2) その価格により施工ができる特別の事由
 - ① 対象工事の場所の付近における手持工事の状況
 - ② 対象工事に関連する手持工事の状況
 - ③ 入札者の事業所、倉庫等の状況（対象工事の場所との地理的関連）
 - ④ 手持資材の状況
 - ⑤ 資材購入先及び購入先と入札者との関係
 - ⑥ 手持機械の状況
 - (3) 労務者の具体的供給見通し
 - (4) 過去5年間に施工した公共工事名及び発注者
 - (5) 入札者の経営状態
 - ① 経営内容
 - ② 経営状況
 - ③ 信用状況
 - (6) その他必要な事項
- 3 契約担当者は、2の調査終了後、当該調査の結果及び対象工事の契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるか否かについての意見を付した書面（以下「調査結果調書」という。）を作成し、委員会に提出しなければならない。

第9 契約の内容に適合した履行がされると認められる場合の手続

委員会は、最低価格入札者の入札価格により契約の内容に適合した履行がされると認めるときは、その旨を契約担当者に通知し、契約担当者は、最低価格入札者に落札者とする旨を通知するとともに、他の入札者にその旨を通知するものとする。

第 10 契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合の手続

- 1 委員会は、最低価格入札者の入札価格によっては契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときは、その旨を契約担当者に通知し、契約担当者は、最低価格入札者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者（以下「次順位者」という。）を落札者とする。ただし、次順位者が基準価格を下回る価格で申込みをした場合にあっては、第 7 の調査を実施した上で落札者とするかどうか決定するものとする。
- 2 契約担当者は、最低価格入札者を落札者としなないこととしたときは、最低価格入札者に落札者としなない旨及びその理由を通知するものとする。
- 3 契約担当者は、次順位者等を落札者としたときは、次順位者等に落札者とする旨を通知し、他の入札者にその旨を通知するものとする。

第 11 調査対象工事の入札結果及び調査結果の公表

- 1 低入札価格調査を行った場合の低入札価格調査実施前に入札結果の公表に当たっては、入札結果表に次に掲げる事項を記載するものとする。
 - (1) 低入札価格調査を実施した旨
 - (2) 基準価格を下回る入札価格にあっては、基準価格未満である旨
 - (3) 基準価格を下回り、失格基準をいずれか一つでも下回る入札価格にあっては、失格である旨
- 2 低入札価格調査後の入札結果の公表は、別に定める公共工事の発注見通し、入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項の公表要領（平 13 年 3 月 29 日付け監第 1762 号・企検第 2474 号）に基づき行うものとする。

第 12 調査対象工事の監督等

契約担当者は、低入札価格調査の対象となった者を落札者に決定した場合においては、次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 施工体制台帳の提出を求め、必要に応じその内容について事情聴取を行う。
- (2) 施工に当たっては、監督、検査業務を強化する。
- (3) 下請報告書の提出があった場合は、必要に応じ下請契約関係について事情聴取を行う。

第 13 総合評価落札方式による入札における取扱い

総合評価落札方式による入札において低入札価格調査を実施する場合の第 6 及び第 8 から第 10 までの規定の適用については、第 6 の (2) 中「最低の価格の入札をした者（以下「最低価格入札者」という。）」とあるのは「基準価格を下回る入札を行った者のうち、評価値の最も高い者」と、第 8 の 1 中「最低の入札価格」とあるのは「基準価格を下回り評価値の最も高い者の入札価格」と、第 8 の 2、第 9 並びに第 10 の 1 及び 2 中「最低価格入札者」とあるのは「基準価格を下回る入札を行った者のうち評価値の最も高い者」と、第 10 の 1 中「他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者（以下「次順位者」という。）」とあるのは、「他の者のうち評価値の最も高い者」と、第 10 中「次順次者」とあるのは「他の者のうち評価値の最も高い者」とする。

附 則

この告示は、平成21年1月20日から施行し、同日以後に指名通知又は公告が行われる競争入札に付する建設工事から適用する。

一般競争拡大見送り

低入札調査80%に

一億以上の工事 失格基準は75%

県が入札制度改正

大分県は、一般競争入札の対象額4000万円以上を4月に1000万円以上に拡大することを見送るなど、入札制度を改正した。19日、広瀬勝貞知事が発表した。

県はこれまで、入札制度について、公正性、透明性の確保と競争性の向上を図るため、一般競争入札の段階的拡大やベンチング防止のため最低制限価格の引き上げなどに取り組んでい

る。今回の改正は、近年の公共工事の減少や景気後退な

どにより、低価格での入札件数が増加傾向にあり、収益率の低下が企業経営に大きく影響し、ひいては、工

事品質の低下、安全対策への不安や下請けへのしわ寄せなどが懸念されることなど厳しい経営環境を総合的に判断して行なわれた。

改正内容は、次のとおり。
一 一般競争入札の拡大
これまでの方針では、対象額4000万円以上を21年度に1000万円以上に拡大するとしていたが、4月からの拡大を見送ることにした。

二 低入札価格調査の基準価格、失格基準の見直し
一億円以上の工事を対象

に、12年10月から実施している低入札価格調査の基準価格を、予定価格のおおむね75%から中央公営連モデルに合わせ80%に引き上げる。また、失格基準を予定価格のおおむね67%から75%に引き上げる。いずれも、1月20日以降の入札公告分から適用する。

三 総合評価落札方式の評価基準の見直し
地域に対する積極度、災害・緊急時の対応など地域社会に対する貢献度を高く評価するため、地域・社会貢献の評価ウェートを引き上げる。また、若い技術者育成の観点から、一級土木施工管理技士などの資格経験年数評価を撤廃。いずれも、4月以降に発注する工事に適用する。(柏木)

九州版

九州支社
福岡市博多区住吉5-9-19
九建日報社内
☎ 092 (431) 5361
FAX 092(431)7613

低入調査価格を引上げ 大分県 一般競争の拡大は見送り

大分県は今後発注する案件から、低入札価格調査基準価格を予定価格の80割に引き上げ、それに伴い失格基準も75割に見直すことを明らかにした。また、4月から100万円以上に拡大する予定だった一般競争入札

については、当分の間の時限措置として見送る方針を示した。

今回の低入札調査基準価格の引き上げについて、県土木建築部の公共工事入札管理室は「今年度の当部での1億円以上の工事で、低入札調査基準価格を下回った案件が20件中11件もあった。低価格での入札件数が増加傾向にある」とし、「今年度の倒産件数は63件と昨年より14件も増加している。収益性の低下が企業経営に大きく影響しており、ひいては工物品質の低下、安全対策への不安や下請業者へのしわ寄せなどが懸念される」ことから見直すことになった。低入札価格調査基準価格は、現行の予定価格の概ね75割から80割に、失格基準を概ね67割から75割に引き上げることになった。また、一般競争

入札の拡大においては、現在の対象額である4000万円以上を平成21年度から1000万円以上に拡大する方針であったが、建設関連団体から「景気が急激に悪化する中で拡大すれば競争激化への不安が高まる」などの意見があったことから、新年度当初に拡大することは当面は見送ることとなった。

総合評価落札方式においても、地域に対する精度、災害・緊急時の対応などの地域、社会に対する貢献の評価ウエイトを引き上げ、地場業者の入札参加機会を増やすことや、若年技術者育成の

観点から資格経験年数評価を撤廃するなど、基準の見直しを行い、新年度以降に発注する工事に適用する。

今後の入札制度改正に

ついては、「公共事業費削減や景気の後退など、建設産業を取り巻く厳しい環境などを見極めながら総合的に判断する」とこととなった。